

中間的な制度案の比較

春日、村中、山川委員「中間的な制度の方向性について(メモ)」の4つの案について、議論の便宜のため、事務局において論点ごとの比較を行うとともに、検討会における制度面についての主な意見の概要を記載したものである。検討会での主な意見は、各欄中、点線の下方に記載している。

	1案 調停・裁定選択型	2案 調停・裁定合体型	3案 調停・裁定融合型	4案 裁定単独型
1. 対象となる紛争				
2. 労働調停との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・労働調停と裁定手続を別に設ける。 ・当事者は適宜手続を選択して申し立てる。 ・裁定を地方裁判所で行う場合、労働調停は簡易裁判所で行うことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働調停に接続する手続として設ける。 ・裁定手続を先に行い、その後に調停手続に移る仕組みも考え得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働調停の中の手続として設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働調停は設けない。 ・裁定手続の過程で和解を行うことが考えられる。 ・一般民事調停の利用は排除されない。
3. 訴訟との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・直接に訴訟を提起することを認める(認めない)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・直接に訴訟を提起することを認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接に訴訟を提起することを認めない(訴訟に前置する)。 ・裁定前置は強力すぎ、直接に訴訟を提起することを認めることも考えられる。
4. 裁定主体	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判官と労使委員の合議体(労使委員に評決権あり。) 			
5. 当事者の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・一方当事者の申立て ・相手方当事者には手続応諾義務あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方の意向を踏まえる。 ・相手方当事者の手続応諾義務を認める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の意向にはかかわらない。 ・不相当と思われる場合を除き、原則として裁定を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一方当事者の申立て ・相手方当事者には手続応諾義務あり。
6. 裁定を行う際の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠調べを行う。 ・迅速処理のためには、疎明等簡易な手続によるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調停の資料で足りない場合は、必要に応じて証拠調べや事実の調査を行う。 ・迅速処理のためには、疎明等簡易な手続によるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調停手続の中で資料の調査等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠調べを行う。 ・迅速処理のためには、疎明等簡易な手続によるべきである。

7. 裁定までの期間	・期日は2, 3回程度			
8. 和解	・和解の勧試が可能	(・労働調停として行う。)	・和解の勧試が可能	
9. 裁定の内容	<p>・権利義務関係を踏まえつつ、事件の内容に即した解決案を示す。</p> <p>・裁定では、解決案を示すのではなく、権利義務関係の存否を判断するものとすべきである。</p> <p>・裁定には、理由を記載しなければならないものとする考えられる。</p>			
10. 裁定の効力	<p>・一定期間内に訴訟を提起しないと確定し、判決と同様の効力を生ずる。</p> <p>・当事者の一方から訴訟が提起された場合は、効力を失う。</p>	<p>・一定期間内に訴訟を提起しないと確定し、裁判上の和解と同様の効力を生ずる。</p> <p>・当事者の一方から訴訟が提起された場合は、効力を失う。</p>	<p>・一定期間内に異議の申立てをしないと確定し、裁判上の和解と同様の効力を生ずる。</p> <p>・当事者の一方から異議の申立てがされた場合は、効力を失う。</p>	<p>・一定期間内に訴訟を提起しないと確定し、判決と同様の効力を生ずる。</p> <p>・当事者の一方から訴訟が提起された場合は、効力を失う。</p>